

平成30年度 被災者生活復興資金貸付金

～兵庫県・県内各市町～

兵庫県では、県内の市町と共同で、平成30年度に発生した7月豪雨災害、台風第20号災害及び台風第21号災害において、住宅や自家用自動車に被害を受けられた方のすみやかな生活復興を支援するため、一定の条件のもとで、無利子で資金貸付を受けられる制度を設けました。

1 融資対象

次のすべてに該当し、取扱金融機関が認めた方が対象となります。

- ① 平成30年度に発生した7月豪雨災害、台風第20号災害及び台風第21号災害において、住宅に被害を受け、全壊・大規模半壊・半壊・一部損壊(損害割合10%以上20%未満)・床上浸水(損害割合10%以上20%未満)のり災証明書の交付を受けた方または自家用自動車に被害を受け、そのり災証明書等の交付を受けた方(床下浸水は対象ではありません)
- ② 県内に居住し、年齢が満20歳以上であること
- ③ 世帯主または主たる生計維持者であり、その方の前年総所得金額が730万円以下であること
- ④ 信用情報に不安のないこと

2 資金使途

- ① 被災家屋のうち、居住の用に供する箇所の補修
- ② 家具・家庭用電気製品等生活必需品の修理・買換え
- ③ 自家用自動車の修理・買換え

※ただし、自家用自動車のみ被害を受けた方は③の使途に限ります。

3 融資額

300万円以内(10万円以上、1万円単位)

ただし、無担保借入比率(無担保借入の合計額/年間総収入)100%以内

返済比率(全借入合計額の年間返済額/年間総収入)

年間総収入200万円以下の場合 20%以内

年間総収入200万円を超える場合 30%以内

4 利率

無利子(県と市町が取扱金融機関に対して利子補給します。)

5 申込期間

(各市町受付)平成30年10月9日(火)～

(金融機関申込)平成30年10月下旬～平成31年3月31日(火)

※金融機関によって申込開始日が異なります。

6 償還期間

6か月以上5年以内(据置期間6か月以内を含む。)

7 返済方法

毎月元金均等返済

8 担保・保証人

無担保・保証人不要。ただし、申請時に満70歳以上の方は、70歳未満の連帯保証人が1名必要となります。(家族可)

9 申込必要書類

- ① 取扱金融機関の貸付申込書(下記11の取扱金融機関の窓口でお受け取り下さい。)
- ② 資金の用途申立書(見積もり書等を含む)
- ③ 世帯主及び世帯全員の記載のある住民票
- ④ 市町発行の前年所得証明書(融資対象者の所得のわかるもの)
- ⑤ リ災証明書等の写し
- ⑥ その他、取扱金融機関が特に定めるもの

10 申込方法

お住まいの市町で、「③ 住民票・④ 前年所得証明書・⑤ リ災証明書等」の発行とを受け、窓口で、「② 資金の用途申立書」の市町確認欄に押印と市町で発行された書類の添付の確認を受けた後、上記9の申込必要書類を整えて、取扱金融機関に提出して下さい。

11 取扱金融機関(10月9日現在)

但馬銀行 ・ 三井住友銀行 ・ みなと銀行 ・ 淡路信用金庫 ・ 神戸信用金庫

但陽信用金庫 ・ 中兵庫信用金庫 ・ 日新信用金庫 ・ 西兵庫信用金庫

播州信用金庫 ・ 姫路信用金庫 ・ 兵庫信用金庫 ・ 大阪協栄信用組合

淡陽信用組合 ・ 兵庫県信用組合

※今後追加する場合があります。

※ 詳しくは市町の相談窓口にお問い合わせ下さい。